

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

## コートジボワール人権報告書 2016 年版

### 概要

コートジボワールは自由選挙で選ばれた政府が統治する民主共和国である。(2016 年) 12 月 18 日に行われた議会選挙で、連立与党政権が国会の議席の 66% を獲得した。この議会選挙には、2011 年の議会選挙をボイコットした主要野党が参加し、議席を獲得した。選挙は平和的に行われ、包摂的で透明であったと考えられた。2015 年 10 月に大統領選挙が行われ、アラサン・ワタラ (Alassane Ouattara) 大統領が過半数を大幅に上回る得票率で再選された。国内外の観測筋は、この選挙が自由かつ公正に行われたと判断した。

文民当局は時として、治安部隊に対する効果的な統制権を維持できなかった。

(2016 年) 4 月、国連はこの国に対する制裁措置を全面解除し、国連コートジボワール活動 (UNOCI) の最終年の任務を 2017 年 6 月までとして更新した。治安と政治的和解のゆっくりとした改善が続いたが、法の支配を回復し、2010-11 年の選挙後危機の刑事免責に対応する政府の努力は依然として不完全であった。

人権に関する最も深刻な問題は、裁判外の殺害及び被勾留者と受刑者の虐待を含む治安部隊による虐待、並びに法の支配を実行する政府の能力の欠如であった。以前はコートジボワール共和国軍 (Republican Forces of Cote d'Ivoire) と呼ばれていたコートジボワール軍 (Armed Forces of Cote d'Ivoire) (FACI) 及び憲兵隊は、それらが運営する非公式の勾留施設での勾留を含め、恣意的な逮捕と勾留を行った。

刑務所と収容施設の状況は過酷であり、時として生命を脅かした。長期にわたる裁判前勾留も問題であった。司法は非効率的であり、独立性を欠いていた。政府は報道の自由と集会の自由を制限した。政府の汚職が蔓延していた。国内避難民 (IDP) は不安定で困難な生活状況に直面した。無国籍者も依然として多数に及んだ。女性と子どもに対する差別、性的暴行、暴力が見られた。特定の民族集団、障害者、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス (LGBTI) コミュニティ、HIV/AIDS 感染者に対する社会的差別が問題であった。雇用者は、特に農村地域で、子どもと非公式部門の労働者に強制労働や危険な状況での仕事をさせた。

政府は、治安要員であるか政府内のその他の職員であるかにかかわらず、虐待を行った当局者を訴追するための手段をほとんど取らなかった。また、刑事免責が深刻な問題であった。伝聞によると、政府に関わる複数の高官が 2010-11 年の選挙後危機の際に人権侵害

を犯し、そのうちの一部の人々は治安部隊の高い地位を維持した。

UNOCI に配置された国連平和維持要員による性的搾取と虐待の申し立てがあった。

## 第 1 節 個人の完全性の尊重，以下の不利益からの自由など：

### a 恣意的な生命の剥奪，及びその他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

政府又はその代理者が恣意的又は法に基づかない殺害を行ったという複数の報告があった。

例えば、(2016 年) 3 月 6 日、ボンドクー (Bondoukou) 近くのアスーフリー (Assuefry) で、FACI の兵士がデモを鎮圧するために実弾を使用した。抗議者 3 名が死亡し、1 名が負傷した。デモの参加者らは兵士によるゆすりに抗議していた。政府は誰も逮捕しなかった。

テロリストの攻撃が民間人の死亡を引き起こした。(2016 年) 3 月 13 日、グラン・バッサム (Grand-Bassam) のビーチリゾートでテロが発生し、子どもを含む 16 名の市民が死亡した。政府は、テロリストによる襲撃の準備を手伝ったとして、兵士 2 名を逮捕し、懲役 10 年の刑に処した。

(2016 年) 1 月 28 日、ローラン・バグボ (Laurent Gbagbo) 前大統領とその腹心のシャルル・ブレ・グデ (Charles Ble Goude) の裁判がハーグの国際刑事裁判所 (ICC) で開廷された。バグボとブレ・グデは、2010-11 年の選挙後危機の際に犯した 4 件の人道に対する罪で起訴された。この危機では少なくとも 3,000 名の市民が死亡し、150 名以上の女性と少女が強姦された。

(2016 年) 3 月 31 日、前大統領夫人シモーヌ・バグボ (Simone Gbagbo) の人道に対する罪と戦争犯罪に関し、巡回裁判所で裁判が開始された。(2011 年から勾留されているシモーヌ・バグボは、ICC から起訴されている。) これは、人道に対する罪で国内で行われた初めての裁判であった。2016 年、この事件の原告である人権団体の一部は、手続に不備があるとして告訴を取り下げた。同じく (2016 年) 3 月、この裁判の開始より前に、最高裁判所は、国家に対する罪に関する 2015 年の懲役 20 年の判決を不服とするシモーヌ・バグボの上告を却下した。

(2016 年) 1 月 25 日、ロベール・ゲイ (Robert Guei) 将軍とその家族の 2002 年の暗殺に関連して起訴された 19 名の軍当局者の裁判が再開された。(2016 年) 2 月 18 日、軍事法廷は、元共和国警備隊長ドグボ・ブレ (Dogbo Ble) 将軍、元大統領夫人の特殊警備部隊

元隊長アンセルメ・セカ・ヤポ（Anselme Seka Yapo）司令官、及びダレバ・セリ（Daleba Sery）の 3 名に殺人罪と殺人共謀罪で終身刑、その他の 4 名に懲役 10 年の判決を言い渡した。残りの 12 名は釈放された。

## **b 失踪**

前年までと異なり、政治的な動機に基づく失踪の報告はなかった。

## **c 拷問及び他の残虐，非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰**

憲法及び法律ではそうした習慣を禁じているが、政府当局者がそれらを使用したという報告があった。

UNOCI 人権部の（2016 年）7 月の報告によると、2012－15 年、1,129 件の強姦事件が報告され、被害者は 1,149 名であった。被害者の 76%が子どもであり、申し立てられた加害者の 7%が国の当局者、特に FACI のメンバーと教師であった。

アムネスティ・インターナショナルによると、（2016 年）4 月に起きた大学での抗議活動の際、警察が 1 名の学生を強姦し、別の 1 名に性的暴力を加えた。政府はこの申し立てを否定し、容疑者に対して何ら措置を取らなかった。

国連は、（2016 年）1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に、UNOCI に配置された国連平和維持要員による性的搾取と暴行の 4 件の申し立てを受け取ったと報告した。そのうち 2 件は 2016 年、1 件は 2012 年に起きたものであり、残りの 1 件は時期が不明であった。これらの申し立ては、セネガル、ニジェール、パキスタンからの平和維持要員に関わっていた。4 件の申し立てのうち 2 件は未成年者に関わるものであった。セネガル人の平和維持要員に対する 2 件の申し立て（うち 1 件は未成年者に関わるもの）、及びニジェール人の軍監視者に対する申し立てが国連によって調査された。（2016）年末時点で、その結果は出ていなかった。未成年者に関わるパキスタン人平和維持要員への申し立てについては、パキスタン政府による調査が行われた。（2016）年末時点で、その結果は出ていなかった。

## **刑務所及び収容施設の状況**

刑務所の状況は過酷であり、食料不足、著しい過密、不適切な衛生状況及び医療の欠如のために、生命が脅かされることもあった。

物理的状況：多くの刑務所で過密状態が続いた。(2016 年) 11 月末時点で、11,192 名の受刑者がおり、そのうち推定 193 名が未成年者、237 名が女性であった。アビジャンの中央刑務所は、収容定員がおよそ 1,500 名であるにもかかわらず、(2016 年) 9 月 21 日現在、3,845 名が収監されていた。他の刑務所の報告も、収監者数が収容定員を超えていることを示していた。

大規模な刑務所には一般に医師がおり、小規模な刑務所には看護師がいた。健康状態に危険が生じた受刑者は、医師のいる医療センターに送られることになっていた。しかし、地方の病院や診療所では、受刑者は緊急医療を受けられないこともあった。時として、慈善団体や宗教団体が受刑者の医療に資金を提供した。

国際赤十字委員会 (ICRC) が妊娠中の女性や高齢者などの脆弱な受刑者に栄養補給剤を提供した。一部の刑務所では不十分な換気と高温が問題であり、過密によって状況がさらに悪化していた。

政府が発表した数値によると、(2016 年) 9 月 26 日までに 55 名の受刑者が死亡した。(2016 年) 2 月、アビジャンの中央刑務所で治安部隊と被勾留者の武力衝突が発生し、看守 1 名と被勾留者 10 名が死亡した。その中には、手下らとともに刑務所の一部を支配していたと言われたヤコウバ・クリバリ (Yacouba Coulibaly) (別名「Yacou the Chinese」) が含まれていた。(2016) 年末時点で、この衝突に起因する 2 件の裁判が係争中であった。

当局は必ずしも男女の受刑者を刑務所内の別棟に収監せず、一部の刑務所では成人と未成年、及び裁判前被勾留者と有罪判決を受けた受刑者をいっしょに収監していた。女性受刑者の子どもがしばしば刑務所内で母親と暮らしていたが、刑務所は子どもの世話や食事の責任を引き受けなかった。収監されている母親は国内及び国際的な非政府組織 (NGO) の支援を受けた。

伝聞によると、裕福な受刑者は金銭を出すことによって監房内のスペース、食料、その他の快適さを得たり、衣服の洗濯とアイロンがけをするスタッフを雇ったりすることができた。政府は、食料供給のために 1 人 1 日 500 CFA フラン (0.85 ドル) を当てたが、これでは不十分であった。家族は刑務所や収容施設の近くに暮らしているならば、日常的に食料を補充した。

FACI 又は領土監視局 (Directorate for Territorial Surveillance) (DST) が運営する非正規又は非公式の収容施設があったが、国内又は国際的な NGO がそれらにアクセスすることを政府が認めなかったため、その状況については情報がなかった。

運営：刑務所の記録は 2010－11 年の選挙後危機の際に破壊され、政府は記録を回復するために有意な手段を取らなかった。危機後に再開された記録管理は必ずしも十分ではなかった。法律は青少年に関し、受刑者に所外への通勤を認める労働プログラムや、監禁に代わるその他の更正手段を規定している。例えば、(2016 年) 5 月、2014 年に逮捕された 63 名の若い犯罪者が、大工仕事や縫製を学ぶボヌア (Bonoua) での 18 か月の社会復帰プログラムを修了した。刑罰に代わる更正手段の決定と収監者の条件付き釈放の促進に責任を負うのは判決を下す治安判事であるが、治安判事は全裁判所で 20 名以下しかおらず、効果的に機能しなかった。刑務所オンブズマンはいなかったが、受刑者は司法当局に苦情を提出することができた。刑務所当局にとって、劣悪な勾留状況の申し立てを調査及び是正するインセンティブや能力は限定的であった。刑務所の管理者は、依然として、正規の法的手続によらない受刑者の勾留や釈放を行った。刑務所から裁判所への輸送手段がないため、裁判前の被勾留者が欠席裁判で判決を受けることがあると報告された。

正式な刑務所では、一般に、外部の者の面会が認められた。伝えられるところによると、FACI や DST によって運営される非公式の収容施設では、弁護士や家族との面会が断続的にしかできない、あるいは全くできなかった。

独立的監視：政府は一般に、国連及び国際 NGO の正規刑務所への十分なアクセスを許可したが、FACI や DST によって運営される非公式の収容施設についてはアクセスを認めなかった。国内の人権団体は、散発的に刑務所にアクセスしたと報告した。

改善：前年と異なり、全ての刑務所と収容施設において、飲用と入浴用の両方のために飲用可能な水が提供された。

#### **d 恣意的な逮捕又は勾留**

憲法及び法律では恣意的な逮捕と勾留を禁じているが、実際にはどちらも行われた。(逮捕権限を持たない) FACI、DST、その他の当局が、しばしば正当な容疑なしに、恣意的に人を逮捕及び勾留した。被勾留者の多くは短期間で釈放されるか又は正式な刑務所に移送されたが、中には長期にわたって勾留される者もあった。国連は、公開も公認もされていない施設に市民が勾留された事例を複数報告した。

#### **警察及び治安組織の役割**

警察 (内務・治安省 (Ministry of Interior and Security) の管轄下) と憲兵隊 (防衛省

(Ministry of Defense) の管轄下) が法執行に責任を負っている。一部の大都市では、警察、憲兵隊、FACI のメンバーの混成部隊である作成決定調整センター (Coordination Center for Operational Decisions : CCDO) が、治安維持にあたって警察を支援した。FACI (防衛省の管轄下) は国の防衛に責任を負っている。DST (内務・治安省の管轄下) は対外的な脅威に対抗する責任を負っている。警察や憲兵隊よりも高度な訓練と装備を身につけた FACI は、通常はこうした組織に関連する機能を遂行し続けた。国家憲兵隊は、正式な検問所の運営など、国の道路における全ての治安維持機能の統制権を FACI から引き継いだ。にもかかわらず、FACI は依然として、特に国境付近などで非公式の検問所を運営し、そこでゆすりや強奪を行った。

FACI は警察や憲兵隊より高度な訓練と装備を身につけているが、その訓練と装備は十分とはいえず、適切な指揮統制構造が欠けていた。FACI 及び警察、憲兵隊、CCDO、DST を含むその他の治安組織において、汚職と刑事免責が蔓延していた。

多くのコミュニティで、伝統的な狩猟民、ドゾ (Dozo) が、逮捕や勾留の法的権限を持たないにもかかわらず治安維持の役割を引き受けていた。政府は、ほとんどの住民が恐れるドゾに治安維持の役割をやめさせるよう働きかけを行った。

治安要員に関して申し立てられた内部の暴行の捜査と訴追には軍警察と軍事法廷が責任を負っているが、捜査と訴追が行われることはほとんどなかった。

治安要員は、社会的な暴行、特に土地の所有権を巡るコミュニティ間の衝突の際の社会的暴行については、時としてその防止や対応を怠った。警察が対応せず、憲兵隊又は FACI の隊員が秩序を回復した事例も見られた。

(2016 年) 3 月 2 日、政府は、西アフリカ諸国経済共同体との連携により、危機への早期警告対応を調整する国のセンターを設立する法令を採択した。(2016) 年末時点でまだ稼働していないこのセンターの役割には、紛争の防止、テロとの戦い、危機の警報後の対応時間の短縮が含まれた。

武装解除・動員解除・社会復帰局 (Authority for Disarmament, Demobilization and Reintegration) (ADDR) の任務が終了した後、元兵士の社会復帰プロセスを継続するために 2015 年 7 月に設立された社会復帰調整・監視団 (Cell for Coordination and Monitoring of Reintegration) (CCSR) が、(2016 年) 6 月にその活動を完了した。政府によると、ADDR と CCSR プロセスの結果、69,000 人以上の元兵士が社会に復帰した。

## 逮捕手続及び被勾留者の取扱い

法律によると、捜査を行う治安判事又は国家検察官は、被疑者を起訴することなく 48 時間勾留を命じることができる。しかし、警察はしばしば、法定勾留期間を超えて逮捕者を勾留した。国の治安に反する行為の疑いなど、特別な事件では、国家検察官はさらに 48 時間まで予防的な勾留を許可することができる。捜査を行う治安判事は、国家検察官に書面で理由を示すことにより、一度に最長 4 か月間、裁判前勾留を求めることができる。捜査を行う治安判事による最初の審理の後に勾留できる最長期間は、軽犯罪で起訴された初犯者については 5 日、軽犯罪の再犯者及び重犯罪で起訴された者についてはそれぞれ 6 か月と 18 か月である。

法律は、被勾留者に速やかに罪状を伝えなければならないと規定しているが、これは必ずしも実行されなかった。特に国家の治安に関する事件、及び FOCI や DST が関わる事件では罪状が伝えられないことも多かった。また、起訴されなかった被勾留者が釈放されたかどうか治安判事が確認できないこともあった。保釈制度は存在するが、専ら裁判官の裁量で使用された。当局は概して、被勾留者が弁護士にアクセスするのを認めた。しかし、国家の治安に関わる事件では、弁護士や家族との面会が認められなかった。他の重大な犯罪の場合、政府は弁護士を雇うことができない被疑者に弁護士を提供したが、より軽微な犯罪で起訴された者には弁護士がつかないことも多かった。人権監視団体は、法に反して被勾留者が裁判長の管轄地域外の勾留施設に移送された例が複数あったと報告した。

恣意的な逮捕：(2016 年) 8 月 10 日、DST の係官が逮捕令状なく野党イボワール人民戦線 (Ivoirian Popular Front) (FPI) 女性部の指導者であるアントワネット・メホ (Antoinette Meho) を逮捕した。メホは数日にわたり家族や弁護士との面会を許可されないまま勾留された後、アビジャンの中央刑務所に移送された。司法大臣によると、メホは国家の治安を揺るがした罪に問われ、(2016) 年末時点で裁判前勾留が続いていた。

裁判前勾留：長期にわたる裁判前勾留が問題であった。政府が発表した数値によると、(2016 年) 9 月 21 日現在、全刑務所の収監者のおよそ 44%、アビジャン中央刑務所の収監者の 57% が裁判前勾留であり、この中には複数の未成年者も含まれていた。勾留期間が当該犯罪の刑期と同じかそれを超えていることも多かった。司法省の人員不足、司法の非効率、及び訓練の不足が裁判前勾留の長期化を招いていた。

勾留の正当性について裁判所に異議を申し立てる被勾留者の能力：被勾留者は勾留の正当性について裁判所に異議を申し立てる権利、及び違法に勾留されていると判断されれば釈放される権利を有するが、ほとんどの被勾留者がこの権利について知らず、また公選弁護

人へのアクセスが限られていることから、勾留の正当性について異議申し立てが行われることはほとんどなかった。

#### e 公正な公判の否定

憲法及び法律では司法の独立を規定しており、通常の刑事事件に関しては、司法は概して独立していた。司法の資源は不足し、非効率的であった。依然として 2010–2011 年の選挙後危機の間にワタラ支持者に対する市民の起訴が行われていないことは、司法が政治と行政の影響を受けていることを示していた。また、司法の汚職の報告が多数あり、しばしば賄賂が判決に影響を及ぼした。過去 2 年間、司法総合監察官（General Inspectorate of Judicial Inspections）は、国の 36 か所の裁判所全てで現地監査を基礎にした懲戒に関する調査を開始した。しかし、（2016）年末時点で、懲戒処分又は解雇がなされた治安判事又は裁判所書記官はいなかった。

#### 裁判手続

憲法及び法律では公正な公開裁判の権利が規定されているが、司法はこの権利を執行しなかった。法律は推定無罪、並びに起訴の詳細について速やかに通知される権利（及び起訴の瞬間から全ての上訴が終わるまで必要に応じて無料で通訳を得る権利）を規定しているが、政府は必ずしもこの要件を尊重しなかった。過去には巡回裁判所（重大な刑事事件の裁判を行うために必要に応じて開廷される特別裁判所）が開廷されることはほとんどなかった。しかし、2015 年から、滞っている事件の審理を行うために、いくつかの都市で年 1 回巡回裁判所が開廷された。重大犯罪で訴追された被告は、自分の費用負担で弁護士を雇う権利を有する。その他の被告も弁護士を要請することができる。司法制度には裁判所指定の弁護士が規定されているが、無料で弁護士の支援が得られる場合は多くなかった。貧困者の弁護を行うことに同意した弁護士協会メンバーへの報酬として政府が確保している予算が少額だったからである。被告は答弁を準備する十分な時間と便宜を与えられる権利を有する。被告の弁護士は政府が保有する証拠にアクセスする法的な権利を有するが、被告はアクセスできないことがある。被告は自分の証人や証拠を提出することができ、検察又は原告側の証人と対決することができる。証人保護の仕組みがないのが問題であった。被告は法的に、証言すること又は罪を自白することを強要されない。ただし、時々、この規定の違反が報告された。被告は自分の裁判に出廷する権利があるが、裁判所は欠席裁判を行うこともできる。有罪判決を受けた者は、アビジャン、ブアケ（Bouake）、ダロア（Daloa）の上級裁判所に上訴することができたが、上級裁判所が判決を覆すことはめったになかった。

軍事法廷は民間人の裁判を行わず、民間人の刑事裁判所と同じ権利を提供しなかった。軍事法廷制度の中に上訴の仕組みはないが、軍事法廷で有罪判決を受けた者は、最高裁判所に対して再審命令の申し立てを行うことができる。

訓練を受けた治安判事と弁護士が相対的に少ないことから、特に主要都市以外で、効果的な司法手続へのアクセスが限られていた。農村地域ではしばしば伝統的な制度が村レベルでの司法を担っており、慣習法に従い、家庭内の争いや小規模な土地の問題に対処した。紛争は拡大された話し合いによって解決された。身体刑が行われたという報告はなかった。法律は、紛争解決のための伝統的手段と近代的手段の橋渡しとして、大統領が指名する「大仲裁人 (grand mediator)」という職務を明示的に規定している。

### 政治犯及び政治的理由により勾留された者

アムネスティ・インターナショナルは、2011年1月1日から(2016年)9月までに政治犯として逮捕された226名をリストアップした。この226名全員が(2016)年末現在で刑務所に勾留されており、そのうちの20名が何らかの病気にかかっており、半数以上が栄養失調であった。

一部の政党と国内の人権団体が、バグボ前大統領率いるFPIの党员——経済犯罪、武装強盗、略奪、横領を含む罪で勾留された——は、2010-11年の選挙後危機の際の行為などを理由とする政治犯であると主張した。

拘束されている政治的被勾留者の数について、野党と政府から異なる数字が提出された。2016年、政府が設けた野党との対話プラットフォームは、被勾留者や野党に関するその他の問題について話し合うために数回にわたって会合を開いた。政府は、2015年の大統領選に関連して逮捕された90名のうち、3名を除く全員を釈放した。(2016年)9月、政府はFPIに関連した10名を釈放した。また、3月には、FPIが釈放を求めた300名のうちの70名を釈放した。

政治犯には、ICRCのアクセスを含め、他の受刑者と同一の保護が与えられた。

### 民事上の訴訟手続及び救済方法

憲法及び法律では、民事について独立した司法制度を規定しているが、司法には汚職、外部からの影響、家族や民族的な結びつきに基づく身びいきが蔓延していた。市民は、人権侵害に対する損害賠償、又は人権侵害行為の停止を求める訴訟を起こすことができるが、

それが行われることは稀であった。個人も組織も、国内で出された不利な判決を地域の人権団体に訴えることができる。司法は手続に時間がかかり、非効率的であり、国内の裁判所の命令を執行する上で問題があった。

#### f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

憲法及び法律ではこのような行為を禁止しているが、政府は必ずしもこれらの禁止を尊重しなかった。法律は治安要員が捜索を行うときには令状を取ること、捜索時に押収された証拠を保持するには検察官の同意を得ること、及び捜索（いつでも行うことができる）に証人が立ち会うことを求めている。警察は時として、名前や住所の入っていない一般的な捜査令状を使用することがあった。FACI と DST は令状なく個人を逮捕した。

一部の地域では、FACI の部隊による企業や住宅の不法占拠を解消するよう政府が働きかけたにもかかわらず、そうした占拠が継続した。

野党指導者の一部は、国際的な制裁リストに入っておらず、いかなる罪でも裁判所に起訴されていないにもかかわらず、当局に銀行口座を凍結されたと報告した。

政府と野党の対話プラットフォームが住宅の占拠と銀行口座の凍結について話し合い、両サイドの代表がある程度前進があったと認めた。(2016 年) 3 月、政府は、バグボ前大統領の団体に属する 4 つの銀行口座を再開させた後も 43 の口座が引き続き凍結されていると述べた。(2016 年) 8 月、政府はさらに FPI スタッフの 12 口座の凍結を解除した。

## 第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など

### a 言論及び報道の自由

憲法及び法律では言論の自由と報道の自由を規定しているが、政府はこれらの権利を制限した。政府の印刷メディア規制組織である国家新聞評議会 (National Press Council) (CNP) は、虚偽である、名誉を棄損する、又は外国人嫌悪やヘイトを煽ると CNP が考える記事に関して、新聞とジャーナリストに短期間の業務停止又は懲戒処分を命じた。

言論及び表現の自由：法律では、暴力、民族に基づくヘイト、暴動の扇動、及び国家の長又はその他の政府高官の侮辱を禁止している。

(2016 年) 5 月、CNP は、バグボ支持の日刊紙 *LG インフォス (LG Infos)* のジャーナリ

ストに 1 か月間の停職を命じた。このジャーナリストは、大統領の住居の前で、若いフランス＝レバノン人の男性 1 名の死亡を招いたと主張される銃撃について記事を書いた。CNP は、この情報が虚偽であり、外国人嫌いとヘイトスピーチを導いたと判断した。

報道の自由：独立メディアが活発に活動しており、多様な意見を表明した。政治的に野党に近い新聞は、政府に反対する扇動的な社説を頻繁に掲載し、政敵を中傷するニュースを捏造した。

ラジオ・テレビ局の規制と運営を監視しているのはオーディオビジュアル通信最高機関（High Audiovisual Communications Authority）である。コートジボワールには多数の独立ラジオ局がある。法律は民間ラジオ局が政治的な解説を行うことを禁止している。民間のテレビ局は存在しなかった。

メディア自由化の取り組みが続く中、(2016 年) 3 月 1 日、オーディオビジュアル通信最高機関は、民間のケーブルテレビ及び衛星テレビ局による 2015 年の営業免許入札の結果を発表した。多国籍企業 3 社が免許を受け、通信省（Ministry of Communication）は、これらの企業には完全な編集の自由、及びニュースやその他の情報番組など地元で制作したコンテンツを放送する選択肢があると明言した。(2016 年) 5 月に、地元放送局に関する追加入札プロセスが開始された。

検閲又は内容の制限：政府は、テレビ局及び官民のラジオ局のニュース報道と番組内容に影響を及ぼした。(2016 年) 2 月、国営のアイボリアンラジオ・テレビは、一部の宗教団体、NGO、伝統的治療師による生放送のテレビ・ラジオ番組の制作を一時停止した。この一時停止は (2016) 年末時点で継続していた。

名誉毀損法：刑法上の名誉毀損罪には懲役 1 年から 3 年の刑が科せられる可能性がある。

国家安全保障：国益を脅かすとみなされる名誉毀損罪には懲役 6 か月から 5 年の刑が科せられる可能性がある。

## インターネットの自由

政府はインターネットへのアクセスを制限又は中断せず、オンライン・コンテンツの検閲も行わなかった。また、適切な法的権限なく政府が私的なオンライン・コミュニケーションを監視したという信頼できる報告はなかった。当局は、営業停止されていた新聞がその内容の全てをオンラインで発表することを許可した。あるウェブサイトは、人口の 22%が

コンピュータ又は携帯機器を使って家庭からインターネットにアクセスできると推定した。しかし、携帯電話の普及率がほぼ 100%であることから、携帯機器によるインターネットアクセス率はそれよりはるかに高いと考えられた。

## 学問の自由と文化的行事

学問の自由又は文化的行事に対する政府の制限はなかった。しかし、(2016 年) 7 月、2017 年夏のフランス語圏競技会の際にアビジャンのフェリックス・ウフェ＝ボワニ (Felix Houphouet-Boigny) 大学の学生寮を選手の宿泊施設にするという政府の計画をめぐって、これに反対する学生自治会と治安部隊の間で暴力を伴う衝突が生じ、学生と治安部隊の双方に負傷者が出た。およそ 30 名の学生が逮捕された。その後政府は、大学構内での全ての学生自治会の活動を停止させ、大学に治安部隊を配置した。

### b 平和的集会及び結社の自由

#### 集会の自由

法律では集会の自由を規定しているが、政府は必ずしもこの権利を尊重しなかった。法律によると、スタジアムやその他の閉鎖された空間でデモ又は集会を行いたいと考える団体は、開催の 3 日前までに内務省に書面で通知しなければならない。野党の多数の団体が政治的な集会の許可の要請が却下されたと報告し、公共集会の許可を与える基準に一貫性がないと主張した。公共機関の職員が、公的及び私的な集会を開こうとする野党団体の安全を確保できないと述べることもあった。

(2016 年) 7 月、警察は、ヨプゴン (Yopougon) (アビジャン西部のバグボ支持地域) で、前大統領の ICC からの釈放を求める請願書の署名活動を組織していたバグボ支持活動家 3 名を逮捕した。

警察はデモ隊を解散させるために過剰な暴力を用い、その結果、複数の負傷者と少なくとも 1 名の死亡者が出た。(2016 年) 8 月、軍事法廷は、フェリックス・ウフェ＝ボワニ大学で 6 月に行われた抗議行動の際に障害のある学生を車にぶつけた罪で、ジェルベール・ゾウコウ (Gervais Zoukou) 二等軍曹に懲役 18 か月の判決を下した。この学生はその後死亡した。

#### 結社の自由

法律では結社の自由を規定しており、政府は概してこの権利を尊重した。法律では民族グループ又は宗教グループによる政党の結成を禁じているが、民族はしばしば党への加入の主要素の1つであった。

### c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (*International Religious Freedom Report*)」を参照のこと。

[www.state.gov/religiousfreedomreport/](http://www.state.gov/religiousfreedomreport/)

### d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

憲法及び法律では移動、外国旅行、国外への移民、帰還の自由を特に規定していないが、政府は概してこれらの権利を尊重した。政府は国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) やその他の人権団体と協力し、国内避難民、難民、帰還難民、亡命希望者、無国籍者、その他の心配される人々を支援した。

国内での移動：国内の移動が妨害されることがあった。治安部隊及び身元未確認のグループが道路——主にアビジャン周辺の副次的な道路——に防塞を作って運営した。一部の防塞は合法的な治安上の目的を果たしていたが、ゆすりや強奪が蔓延していた。例えば、FACI は憲兵隊や警察と共に、不法に設置した検問所でゆすりを働いた。(2016 年) 9 月末までに、グッドガバナンス最高機関 (High Authority for Good Governance) (HABG) と協力している警察のゆすり対策部隊は、59 件の事件を特定し、訴追した。(2016) 年末までに、訴追された者のうち 2 名が有罪判決を受けた。

国外追放：刑事訴追中の者を含むバグボ前大統領支持者数名が自主亡命中であった。

国外への移民と帰還：国外に残っているコートジボワール難民 39,000 名以上のうち、19,000 名以上がリベリアに暮らしていた。エボラ出血熱の拡散の恐れから、リベリア及びギニアとの国境は (2016 年) 9 月まで公式に閉鎖されていた。しかし、2015 年 12 月、リベリアからの難民の自発的帰還を再開するため、他のすべての旅行者に国境が閉鎖される中、人道的回廊が開かれた。UNHCR は (2016 年) 1 月から 9 月までの間に、主にリベリアからの 18,000 名以上の難民の帰還を支援した。(2016 年) 9 月にギニアとの国境が開かれると、UNHCR はさらに 128 名の難民のギニアからの帰還を支援した。

### 国内避難民

ほとんどの IDP は西部地域と北東部地域、及びアビジャンとその郊外に暮らしていた。IDP の合計人数は不明であった。ほとんどの IDP は 2010-11 年の選挙後危機、及び不法占拠された保護林からの立ち退きによって住まいを失った人々であった。例えば、国連は、(2016 年) 夏、不法に生活し農業を営んでいたモン・ペコ (Mont Peko) 国立公園から 51,000 名以上が強制的に立ち退きさせられたと推定した。前年と異なり、政府がアビジャンの洪水に見舞われやすい地域の住民を立ち退かせた、あるいは不法占拠された土地に建てられた構造物を撤去したという報告はなかった。

2014 年、政府はアフリカの国内避難民の保護と支援に関するアフリカ連合条約 (カンパラ条約) を採択した。この条約は、政府に対し、紛争、暴力、災害又は人権侵害のために避難を余儀なくされている人々の権利と幸福を守り、IDP の恒久的な解決策の枠組みを設けることを求めている。政府は、自発的帰還の原則を尊重したが、IDP に対して限定的な支援しか提供しなかった。支援の不足を補うため、国連と国内及び国際的な NGO が活動した。多数の IDP が出身地域に帰還したが、土地や住まいがない、治安が確保されないなどの困難な状況のため、帰還ができない人々もいた。ホストコミュニティには IDP を受け入れて支援する資源がほとんどなく、IDP は都市の非公式な居留地に暮らすしかない場合が多かった。

## 難民の保護

庇護へのアクセス：憲法及び法律では亡命者又は難民の地位の付与について規定しており、政府は難民を保護する仕組みを設けている。UNHCR によると、コートジボワールは 1,400 名弱の難民を受け入れている。その多くは、リベリア人の難民の地位を終了する条項が 2012 年に実施された後、地元地域への統合を選んだリベリア難民であった。コートジボワールでの正式な定住を申請した 103 名のリベリア難民全員が受け入れられ、コートジボワールにとどまった。

恒久的な解決策：政府は 14 歳以上の全ての難民に国内の自由な移動を認める滞在許可証を発行することにより、最も過酷な状況にある難民の国内での統合を促進した。また、難民は帰化を申請することもできた。ただし、UNHCR によると、その多くは 5 年以上にわたって帰化の手続き中であった。

一時的な保護：また、政府は、国連の条約に従って難民の資格がなくなった人々に一時的な保護を提供した。難民の地位の決定を待っている人々には、地位決定の手続き中であることを示す 3 か月間有効な書類が発行された。この書類は一時的な滞在と移動の自由のみ

を付与するものであり、教育や医療へのアクセスといった難民支援を受ける資格を与えるものではなかった。

## 無国籍者

依然としてこの国には多数の無国籍者が存在した。市民権は国内での出生ではなく親から継承されるものであり、出生登録は普遍的に行われてはいなかった。この国には法的に又は実質的に無国籍である常居者がいた。UNHCR は、引き続き、無国籍者の数を 70 万人と推定した。

2013 年の法律に基づき、1960 年の独立前からこの国で暮らしている外国生まれの人々が申請によって市民権を取得できるようにし、また 1961 年から 1973 年の間にコートジボワール国内で生まれた外国籍の人々に市民権のオプションを与える特別申告制度が、(2016 年) 1 月 24 日に終了した。123,810 名の申請への対応が継続し、およそ 12,000 名の申請者が行政上の国籍証明書を受けた。国籍証明書を国籍の最終的な証拠（司法上の国籍証明書）にする最後のステップは申請者の責任であった。

(2016 年) 9 月 8-9 日に司法省がグラン・バッサムで開催したワークショップにおいて、国内の無国籍者をなくす全国行動計画が完成された。この計画には、申請プログラムに含まれない無国籍者（その他の歴史的な移民、捨て子など）の国籍取得を規定する法律の改革を含め、無国籍者関連条約に基づく政府の義務を支えるために必要な手段が示されている。

## 第 3 節 政治プロセスへの参加の自由

憲法及び法律は、市民は普遍的で平等な普通選挙に基づいて秘密投票で行われる自由で公正な定期的選挙により、自分たちの政府を選ぶことができると規定している。

### 選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：(2016 年) 12 月 18 日に行われた議会選挙で、与党連立政権が国会の 255 議席のうちの 66% を獲得した。主要野党は 2011 年の議会選挙はボイコットしたが、2016 年の選挙には参加し、議席を獲得した。この選挙は平和的、包摂的、透明に行われたと考えられた。2015 年 10 月の大統領選挙で、アラサン・ワタラ大統領が大差で再選された。国際的及び国内の観測筋はこの選挙が自由かつ公正であったと判断した。

(2016 年) 10 月 30 日、政府は、2000 年の軍事クーデター後に制定された憲法に代わる新しい憲法について国民投票を行った。新しい憲法の起草の過程——及びある程度その内容——は議論を引き起こすものであった。野党と一部の国内及び国際組織は、このプロセスは包摂的でも透明でもなかったと主張し、新しい条文は行政府の役割を強化するものであると批判した。野党のボイコットにもかかわらず、国民投票は、包摂的で概して透明な平和的プロセスにより、圧倒的多数で可決された。

政党及び政治的な参加：法律では、民族グループ又は宗教グループによる政党の結成を禁じている。しかし、民族はしばしば党への加入の主要要素の 1 つであった。野党の指導者らは、政治的な集会の許可の要請が却下されたと報告し、公共集会の許可を与える基準に一貫性がないと申し立てた。

例えば、(2016 年) 10 月 3 日、アビジャン地区の首長が、10 月 5 日に計画された野党の国会での座り込みの許可を拒否した。その日、国会では大統領が新しい憲法を代議員らに提示することが計画されていた。野党は抗議行動を次の土曜日まで延期したが、野党の指導者、ママドウ・クリバリ (Mamadou Koulibaly) は、この禁止を無視し、逮捕された。クリバリは 2 時間後に釈放された。

女性及び少数民族の参加：女性と少数民族の政治参加を禁止する法律はなく、実際に女性と少数民族は政治に参加した。しかし、文化的及び伝統的な信条が女性の役割を制限した。女性は国会議員 522 名のうち 26 名、市長 197 名のうち 11 名、地方議会議長 31 名のうち 1 名であった。少数ながら、国会の初の副議長を含め、重要なポストに着いた女性もいた。閣僚 36 名のうち 9 名、及び重要な委員会の議長数名が女性であった。

#### 第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では公務員の汚職に刑事罰を規定しているが、政府はこの法律を効果的に執行せず、公務員はしばしば汚職に関与し、刑事免責を受けた。メディアと人権団体は重大な公務員の汚職を報告した。トランスペアレンシー・インターナショナルは、汚職が深刻な問題であり、司法手続、治安部隊の説明責任、受注者の決定、関税と税の問題に対して最大の影響を及ぼしていると指摘した。

汚職：(2016 年) 5 月 26 日、政府は会計検査の後、綿・カシューナッツ委員会 (Cotton and Cashew Council) の議長と副議長を解任した。

(2016 年) 5 月、法的及び財政的に自立した独立行政機関であるグッドガバナンス最高機

関 (HABG) は、調査を行った事件の 33%、国民からの提出で行われた HABG 事件の 64% で汚職が行われていたと報告した。

独立国家公共調達規制庁 (Independent National Public Procurement Regulatory Agency) (ANRMP) は、政府契約の公正な競争を支援、監視及び執行することに責任を負っている。政府契約全体の 57% が単独供給契約であったという 2014 年の報告を受け、ANRMP は、政府契約の検査を開始した。その結果、2015 年 3 月から (2016 年) 3 月までの間に承認された契約の 78% が競争入札を通して実行されていることがわかった。

資産公開：大統領令により、国家の長、大臣、国家機関の長、及び行政の長は、収入と資産を公開することが求められている。この法令の違反に対して罰則がなかった以前とは異なり、2015 年 3 月より、HABG は公務員に対し、新しい職に就任してから 30 日以内に資産の申告をすることを要求するようになった。この申告の内容は秘密情報として扱われるが、資産の申告を行った者のリストは政府の官報で見ることができる。法を遵守しなかった、又は虚偽の申告をした公務員は、給与の 6 か月分に相当する罰金に処せられる。(2016 年) 10 月現在、公務員のおよそ 50% が資産の申告をしている。罰金が科せられた例はなかった。

情報の一般公開：法律は、国の安全保障のために不可欠な情報を除き、政府の情報が国民がアクセスできると規定している。政府の活動と予算に関連するデータはほとんどが入手可能であるが、省庁によってばらつきがあり、しばしば公開までに時間がかかった。国家予算を含め、財務省 (Ministry of Finance) のデータの多くはウェブサイトで閲覧できた。公共調達は概して透明であった。ANRMP は調達に関する主要な情報を無料で迅速に提供し、意思決定と公的な上訴に関する透明なプロセスを定めていた。請求したデータが開示されないとき、ANRMP は、法に従わない公的機関に法を遵守させる権限及び制裁を科す権限を持つ独立した行政機関、公文書・公益情報アクセス委員会 (Public Documents and Public Interest Information Access Commission) にその問題を付託した。

## 第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

多くの国際的及び国内の人権団体が、概して政府の制約なく活動を行い、人権の問題に関する調査を実施し、その結果を公表した。多くの場合、政府の職員は協力的であり、人権団体の意見に対応した。

政府の人権団体：(2016 年) 1 月の内閣改造により、大統領は全国人権委員会 (National

Human Rights Commission) (CNDH) の元委員長、ポーレット・バジヨ・エゾエフ (Paulette Badjo Ezouehu) を長とする人権・国民自由省 (Ministry of Human Rights and Public Freedom) を創設した。政府が資金を供給するこの省は、政府の人権政策を実行及び監視することに責任を負う。この機能は、これまで司法省の管轄下に置かれていた。CNDH は人権省の管轄下の助言組織であり、人権の促進、保護、擁護のために助言や評価を行い、提案を作成する。同省には十分な資金がなく、効果的でもなかった。

また、(2016 年) 1 月の内閣改造の中で、政府はマリアトゥ・コネ (Mariatou Kone) を長とする連帯・社会結束・被害者補償省 (Ministry of Solidarity, Social Cohesion, and Victims' Compensation) も創設した。政府の予算で運営されるこの省が創設される前には、社会の結束と被害者補償の問題は、コートジボワール和解・被害者補償全国委員会 (National Commission for Reconciliation and Reparations for Victims in Cote d'Ivoire) (CONARIV) と社会結束全国プログラム (National Program for Social Cohesion) という 2 つの国家機関が責任を負っていた。2016 年、十分な予算を持ち、効果的に運営されるこの省は、難民の自発的帰還を促進し、社会の結束を促し、CONARIV リストに基づいて危機の被害者への補償を行った。これらの問題を省のレベルに格上げしたことは、大統領の 2 期目の和解目標を反映していた。

(2016 年) 1 月、UNOCI と FACI は、情報を共有し、FACI による人権侵害の訴えに対応し、FACI 内部の人権擁護活動の調整を行うため、CNDH を人権共同メカニズム (Joint Mechanism on Human Rights) に加えた。(2016 年) 8 月、CNDH は 2017 年 3 月に終了が予定されている UNOCI の人権部から監視活動やその他の活動の一部を引き受けるために、アビジャン以外の場所で事務所の開設を開始した。CNDH は非政府独立組織として設立されているが、その資金は全面的に司法省の承認に依存しており、アビジャン以外の事務所には十分な人員も設備も整っていなかった。

文官によって統制される司法省内の特別捜査班 (Special Investigative Cell) (特別班) は、引き続き、選挙後危機の間に発生した人権侵害の実行者の捜査と裁判を行った。特別班は、不明確な任務を負っているが、資源と人員が十分ではなかった。

2015 年 3 月、政府は、1990 年から 2011 年までの危機の被害者に金銭的な補償を行うために、CONARIV を設立した。政府はこの活動のために 100 億 CFA フラン (17,035,000 ドル) を割り当てた。(2016 年) 4 月 19 日、CONARIV は集約された被害者リスト、和解計画案、国の補償政策の提案を含む最終報告書を大統領に提出した。CONARIV は、申請を受けた 874,056 件のうち 316,954 名の被害者に対する補償金の支払いを正当と確認した。CONARIV は (2016 年) 4 月末日に正式にその活動を終了し、補償金の支払いについては

連帯・社会結束・被害者補償省が責任を負うことになった。CONARIV の最終報告書と勧告は公開されなかった。

## 第 6 節 差別，社会的虐待及び人身売買

### 女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：法律は強姦を禁止し、加害者に 5 年から 20 年の懲役刑を規定している。法律は配偶者強姦を特に犯罪としていない。強姦の加害者が被害者の血縁である、又は被害者に対して職権を持つ立場にある場合、又は被害者が 15 歳未満である場合、集団強姦の加害者は終身刑となりうる。ほとんどの強姦事件は、より軽い罪である「わいせつな暴行」の罪で裁かれた。この罪の刑罰は懲役 6 か月から 5 年である。2015 年 10 月から（2016 年）6 月までに 4 か所の巡回裁判所で審理された 20 件の強姦事件のうち、14 件で有罪判決が下され、加害者は懲役 3 年から 10 年の刑に処せられた。

政府は、法律を執行するある程度の努力をしたが、国内及び国際的な人権団体は、依然として強姦が広く行われていると報告した。UNOCI は（2016 年）9 月までに、いくつかの集団強姦と FACI のメンバーによる強姦（第 1 節 c 項参照）を含め、数十件の強姦事件があったと報告した。これらの事件に関し、民間人の加害者はより軽い罪で有罪となるか、又はまだ裁判前勾留中であつた。有罪判決を受けた加害者は、懲役 1 か月から 10 年の刑に処せられた。

親族、警察及び伝統的指導者は、しばしば女性の被害者に、刑事事件として裁判を起こさずに強姦加害者と友好的な和解をするよう圧力をかけた。（2016 年）7 月、司法省は、強姦事件を軽い罪で裁判にかけるのは法に反しており、加害者との友好的和解によって捜査や司法手続を中断させるべきではないと忠告する通知状を出した。

一部の地域で、NGO からの支援を得て、強姦被害者への心理社会的サービスが提供された。強姦被害者は、法的な苦情申し立てを前進させるために、最高 5 万 CFA フラン（85 ドル）の費用がかかる医学的な証明書を入手することを求められなくなった。しかし、多くの場合、その証明書が主たる証拠となるため、現実にはそれがない限り事件の手続きが進められることはめったになかった。政府は、（2016 年）8 月の省庁横断通知状において、憲兵隊と警察は被害者に医学証明書の取得を求めてはならず、（書面であれ口頭であれ）被害者の申し立てがあれば捜査を開始するのに十分であると通知した。しかし、警察は強姦事件の捜査を行う訓練を受けておらず、そうした施設もないため、しばしば医学証明書が利用可能な唯一の証拠であつた。

法律はドメスティック・バイオレンスを明示的に禁じておらず、これは深刻で蔓延している問題であった。女性・家族・児童保護促進省（Ministry for the Promotion of Women, Family, and Child Protection）は、女性の 36%以上がいずれかの時期に身体的又は心理的な虐待の被害を受けていると報告した。文化的な障壁、及び警察がしばしば女性からの強姦やドメスティック・バイオレンスの通報を無視することから、被害者がドメスティック・バイオレンスを報告することは稀であった。伝聞によると、社会的な汚名を恐れるため、多くの被害者の家族が、申し立てを取り下げ、虐待するパートナーと別れないよう被害者を説得した。

（2016 年）7 月、女性・家族・児童保護促進省は、国連の「紛争下の性的暴行根絶アクション」との協力により、ジェンダーに基づく暴力を根絶する国家プログラムの作成を承認した。主要な目標には、ジェンダーに基づく暴力の防止、複数の部門での対応の調整、及び刑事免責の撤廃が含まれた。

女性・家族・児童保護促進省は、政府が運営するセンターでのカウンセリングを含め、ドメスティック・バイオレンス及び強姦の被害者の支援を行った。女性と子どもに対する暴力根絶全国委員会（National Committee to Fight Violence against Women and Children）が暴力の状況を監視し、被害者ホットラインについて毎週ラジオで広報を行った。

（2016 年）6 月、政府は大統領の権限の下に、紛争に関連した性的暴行根絶全国委員会（National Committee to Fight against Sexual Violence Related to Conflict）を設立した。（2016 年）11 月、同委員会はグラン・バッサムで会合を開いた。軍の参謀長、防衛大臣、及び主要な省庁に、この委員会と協力する責任が付与された。

女性器切除／女子割礼 (FGM/C) : FGM/C は深刻な問題であった。陰部封鎖も行われたが、最も広く行われていたのはクリトリスと小陰唇を切除するタイプ 2 であった。法律は明示的に FGM/C を禁止しており、施術者には最高 5 年の懲役及び 36 万～200 万 CFA フラン（610～3,400 ドル）の罰金が科せられ、医療従事者には倍の刑罰が適用される。FGM/C が最も広く行われているのは、女性と女兒のおよそ 70%がこれを受けている北部地域の農村部、次いで国の中央北部（50%）及びアビジャン地域（36%）であった。FGM/C は通常女兒が 5 歳になる前に行われた。国内 NGO は国民の意識向上プログラムを継続し、施術者にこの慣習をやめるよう働きかけた。2016 年、政府は数件の FGM/C 施術者の訴追を行った。

「国際女性器切除ゼロトラランスデー」を記念する 2 月のイベントにおいて、女性・家族・

児童保護促進大臣、ユフラジー・クアスシ・ヤオ（Eupharasie Kouassi Yao）は、政府は既存の法律のより効果的な実施を通して、FGM/C を命令及び支援した者の追跡を開始すると述べた。それ以上の詳細は不明であった。

その他の有害な伝統的慣習：女性への社会的暴力には、持参金殺人（結婚持参金をめぐる紛争で花嫁を殺害すること）、レヴィレート（未亡人に死亡した夫の兄弟との結婚を強制すること）、ソロレート（女性に死亡した姉妹の夫との結婚を強制すること）が含まれた。

セクシャル・ハラスメント：法律ではセクシャル・ハラスメントを禁じており、1年から3年の懲役及び36万～100万CFAフラン（610～1,700ドル）の罰金刑が定められている。しかし、政府がこの法律を執行することはほとんどなく、ハラスメントは広く行われ、通常大目に見られていた。2015年、当時の女性・家族・児童保護促進大臣であったアン＝デジレ・ウロト（Anne-Desiree Ouloto）は、生徒の38%が学校でセクシャル・ハラスメントの被害を受け、教師が生徒の14%にセクシャル・ハラスメントを行ったと発表した。

性と生殖に関する権利：カップルや個人は子どもの数、出産の間隔及びタイミングを決定する権利、自分の性と生殖に関する健康を管理する権利、並びに強制、差別又は暴力を受けることなくそれを行う情報と手段を持つ権利を有している。政府の政策は、全ての人が無料で救急医療サービスを受けられるようにすることを求めているが、全ての地域で医療が受けられるわけではなく、特に農村部では困難であった。また、医療にはしばしば高い費用がかかった。家族計画の指標は依然として低く、質の高い妊産婦・生殖保健サービスを提供する政府の能力は弱かった。

15歳から49歳の女性の中で近代的な避妊法を用いているのは14%にすぎなかった。家族計画の必要性が満たされない女性は全国で27%、最貧困層の女性では30%以上であった。調査時点で思春期の少女の30%が妊娠したことがあるか、又は妊娠中であり、農村部ではこの数値が46%に上がった。一部の女性は夫やその他の家族から暴力を受ける恐れがあった、又はその恐れがあると感じられたために、家族計画や保健サービスを利用することができなかった。都市部では、お金があれば、避妊すること、及び出産時に熟練者の介助を受けることができた。2011-12年の人口健康調査によると、妊娠した女性のうち医療施設で出産したのはおよそ57.4%であった。貧しい女性又は農村部の女性にとっては、交通手段がないこととサービスの費用が、医療センターや病院へのアクセスを妨げる重大な障壁となっていた。

国連人口基金によると、2015年の妊産婦死亡率は生児出生10万件当たり645件であった。2010年は10万件当たり717件であった。適切な妊産婦医療へのアクセスができないこと

に加え、短期間に繰り返される妊娠とそれぞれに伴う出産時合併症のリスク、不完全な人工妊娠中絶、HIV/AIDS の有病率の高さ、難産を引き起こしやすい FGM/C の傷跡が妊産婦死亡率を上げる要因であった。

妊娠が母体の生命を危険に曝す場合を除くすべての人工妊娠中絶を犯罪とする刑法が、望まない妊娠の数を増大させた。女性のおよそ 5 人に 2 人が 18 歳未満で第一子を出産しており、それらの出産のおよそ半分が伝統的な治療師による違法な中絶を求めようとして失敗した結果、又は薬草、ピル、割れた瓶のかげら、その他のとがった物体を使って中絶しようとした結果として、悲惨な結末を招いていた。違法な中絶をしようとした女性も理論的には救急医療を利用することができたが、中絶が違法であるためにほとんどの女性たちは救急医療を利用しようとしなかった。

差別：労働法では女性に男性と同じ法的地位と権利が与えられているが、宗教、個人の地位、財産、国籍、相続に関する法ではそうではなかった。女性は結婚、離婚、子どもの親権、雇用、信用、支払い、企業や財産の所有又は経営、教育、司法手続、住宅に関して差別を受けていた。2012 年、議会は、既婚女性が所得税減税から利益を得られるようにする法律や家族の決定に参加できるようにする法律をはじめ、結婚におけるジェンダー不平等を削減する一連の法律を可決した。しかし、宗教・伝統的な権威者の多くはこうした法律を拒否し、政府がこれらの法律を執行したという証拠はなかった。

女性は世帯資産の権利者となっていないため、高額の世界資産を担保に差し出すといった貸出基準を満たすことができず、融資を受けることができない場合があった。また、女性は企業の所有と経営においても経済的な差別を受けた。

女性団体は、シングルマザーが子どもの控除を受けられるようにする税制改革のキャンペーンを継続した。相続法も女性を差別している。

女性の権利擁護団体は、引き続き、強制結婚、女性を排除する相続方式、その他女性と女兒に有害であると考えられる慣習に反対する各種のキャンペーンを主催した。また、女性を差別する法的な規則に反対するキャンペーンを行い、国政及び地方政治における女性の参加を促す取り組みも継続した。

## 子ども

出生登録：市民権は親から継承される。子どもが出生時に市民権を得るためには少なくとも片方の親が市民でなければならない。医療施設以外で出産した場合、親は 3 か月以内に

500 CFA フラン（0.85 ドル）の手数料を支払って子どもの出生を登録すると規定されている。一部の報告によると、公務員が賄賂を要求するため、出生登録の実際の費用はもっと高かった。医療施設で出産した場合には、親が出生から 30 日以内に適切な書類を提出すれば登録料は無料であった。200 万人を上回る 17 歳未満の子どもが登録されていなかった。これには少なくとも 150 万人の 5 歳未満の子どもが含まれていた。政府は出生登録のない児童について教育や医療といった公的サービスを公式には拒否しなかったが、伝聞によると、入学登録前に親に子どもの身分証明書類の提出を求める学校もあった。身分証明書類のない子どもは小学校卒業後、教育を継続することができなかった。

教育：6 歳から 16 歳までの子どもに関しては無償の義務教育である。この法律に従わない子どもの親は、最高 50 万 CFA フラン（850 ドル）の罰金又は 2 か月から 6 か月の懲役に処せられる。原則として、生徒は教科書代、制服代、授業料を支払う必要がないが、伝聞によると、政府が全ての生徒についてこれらの費用を拠出することはできなかったため、一部の生徒は費用を支払わなければならなかった。一部の学校、特に農村部の学校では、親が教師の給与と生活費に貢献することが期待された。中等学校の入学試験に合格しなかった生徒は無料の公的中等教育を受ける資格がなく、多くの家庭が私立学校の費用を支払うことができなかった。

女子の教育参加率は、特に農村部で、男子よりも低かった。伝聞によると、女子よりも男子に教育を受けさせたいという親の考えは、特に農村部で持続していた。ほとんどの学校で女子のための衛生施設が不十分であった。学校に通う女子の妊娠率は高かった。教師が金銭や成績と引き換えに生徒に性的関係を求める例が多数報告された。学校は、一部の女子が早期結婚又は強制結婚のために休暇後に学校に戻ってこなかったと報告した。

2016 年、健康・公衆衛生省（Ministry of Health and Public Hygiene）は、財政的及び技術的なパートナーとの協力により、学校に通い続けるよう子どもたちを奨励する意識向上プログラムを実施した。また、同省は教師と協力し、妊娠、性的搾取、暴力といった問題を教師が早い段階で見つけられるようにする取り組みを行った。

児童虐待：16 歳未満の児童の法的な強姦又は強姦未遂の罰則は、1 年から 3 年の懲役及び 36 万～100 万 CFA フラン（610～1,700 ドル）の罰金である。しかし、子どもたちは身体的及び性的な暴力と虐待の被害を受けた。当局は、2016 年、5 歳という幼い女児の強姦事件を複数報告した。わいせつな暴行の方が強姦よりも刑罰が軽いことから、当局はしばしば児童の強姦をわいせつな暴行に分類し直した。2016 年、数件の訴追と有罪判決があった。暴力と虐待の被害にあった子どもたちを支援するため、政府は国連児童基金（UNICEF）と協力し、児童保護のネットワークを強化した。

雇用・社会問題・職業訓練省（Ministry of Employment, Social Affairs, and Professional Training）、司法省、女性・家族・児童保護促進省及び教育省（Ministry of Education）が児童虐待の防止に責任を負うが、それらは省庁間の調整不足と資源の不足のため、効果的な活動を行っていなかった。2015 年、教育省は、学校で子どもたちを虐待から守り、学校外での子どもの虐待を防止、特定及び報告すると約束した文書を発表した。しかし、(2016 年) 10 月現在、同省によって何らかの行動が取られたという報告はなかった。

早期結婚及び強制結婚：法律は親の同意がない限り、20 歳未満の男性と 18 歳未満の女性の結婚を禁止している。法律は明示的に、18 歳未満の未成年者に宗教上又は慣習上の結婚を強制した者を処罰すると定めている。しかし、14 歳という低年齢の女子との伝統的な結婚が行われた。国連は、2016 年、何件かの強制結婚及び強制結婚未遂を記録した。

利用可能な直近の調査である 2011－12 年の人口健康調査によると、20 歳から 24 歳の女性の 10%が 15 歳未満で、33%が 18 歳未満で結婚していた。

(2016 年) 3 月、当局は、15 歳未満の少女と性的接触を持ったとして、ダボウ (Dabou) 地域の男性に懲役 6 か月の刑を言い渡した。

女性器切除／女子割礼 (FGM/C)：上記の女性のセクションに説明されている。

児童の性的搾取：同意に基づく性交の最低年齢は 18 歳である。法律は、売春又はポルノ映画、ポルノ写真若しくは性的なイベントのために児童を使用、募集又は提供することを禁じている。違反者は 5 年から 20 年の懲役及び 500 万～5,000 万 CFA フラン(8,510～85,180 ドル) の罰金に処せられる可能性がある。未成年者の法定強姦は、有罪判決を受ければ 1 年から 3 年の懲役及び 36 万～100 万 CFA フラン(610～1,700 ドル)の罰金に処せられる。

コートジボワールは性的人身売買を含め、人身売買された子どもの供給国、通過国及び流入国である。2016 年、国家警察の人身売買防止班が子どもの性的人身売買容疑で数名を逮捕した。

子どもに売春を強要した罪、又は売春のために子どもを提供した罪の最低量刑は懲役 5 年であるにもかかわらず、(2016 年) 1 月、当局は子どもの売春斡旋の罪で 2 名に懲役 6 か月と 200 万 CFA フラン (3,400 ドル) の刑を下した。加害者の 1 人が所有するレストランで 9 名の少女が売春をさせられていた。

以下のURLで公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」を参照のこと。

[www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/](http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/)

住まいを失った子ども：国内 NGO は、国内各地で数千人の子どもが路上で暮らしていると報告した。こうした子どもたちの支援を行う NGO によると、問題の規模を推定するのも、これらの子どもが政府のサービスを利用しているかどうかを判断するのも困難であった。知られている限り、路上生活をする子どもの問題に焦点を絞った政府のプログラムはなかった。

（2016 年）1 月、政府は法に抵触した子どもの保護を行う新しいサービスをスタートした。4 つの地区の第一審裁判所（アビジャンが 2 か所、マン（Man）が 1 か所、ブアケが 1 か所）において児童・青少年司法保護サービスが開始された。このサービスは子どもに関わる事件の担当治安判事が子どもを社会に復帰させる方法を見つけるのを支援することを目的としていた。

国際的な子の奪取：コートジボワールは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。以下の URL で公開されている米国国務省の報告を参照のこと。

[travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html](http://travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html)

## 反ユダヤ政策

コートジボワールには 100 人に満たないユダヤ人コミュニティがある。反ユダヤ的行為の報告はなかった。

## 人身売買

以下のURLで公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」を参照のこと。

[www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/](http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/)

## 障害者

法律は、政府に対し、身体障害者、精神障害者、視覚障害者、聴覚障害者又は脳性運動障害者の教育と訓練を行うこと、これらの障害者を雇用すること若しくはこれらの障害者が

職を探すのを支援すること、住宅及び公共施設を車椅子でアクセスできるように設計すること、障害者がアクセス及び使用できるよう機械、道具、職場空間を適合させること、並びに障害者が司法制度にアクセスできるようにすることを政府に求めている。しかし、車椅子でアクセスできる施設は一般的ではなく、36 の裁判所のうち車椅子でアクセスできるのは 5 か所にすぎなかった。障害者向けの職業訓練と就労支援プログラムはほとんどなかった。法律は障害者に対する暴力及び障害者の遺棄を禁止しているが、政府がこれらの法を執行したという報告はなかった。

伝聞によると、障害者は雇用と教育において深刻な差別を受けた。政府は障害者向けに 800 の公務員の職を確保したが、雇用者としての政府は時として障害者の雇用を拒否した。刑務所及び収容施設は障害者向けの設備を提供しなかった。

政府は、障害者向けの特殊学校、訓練プログラム、団体、職人協同組合を財政的に支援したが、他の経済手段がないために都市の路上や商業地域で物乞いをする障害者も多かった。公立の学校は障害者が出席することを禁じなかったが、障害者に便宜を図る資源がなかった。精神障害者はしばしば路上で暮らしていた。

障害者の権利の保護に責任を負っているのは、雇用・社会問題・職業訓練省及び障害者連盟（Federation of the Handicapped）である。

（2016 年）1 月、労働・社会問題・職業訓練省は、障害者の雇用を促進し、障害者の社会的状況を改善するために、民間の人材紹介会社であるラ・リベリュール（La Libellule）と合意を交わした。続いて（2016 年）6 月、同省は 6 つの民間企業と同様の合意を交わした。

## 国籍／人種／民族的少数者

コートジボワールには 60 を超える民族グループがあり、民族差別が問題であった。当局は人口のおよそ 25% が外国人であるとみなしていた。ただし、このカテゴリーの中の多くは第 2 世代又は第 3 世代の住民であった。民族グループ間の紛争はしばしば土地に関連しており、特に西部地域において、散発的に暴力的な衝突が引き起こされた。2013 年に推定上の土地所有者にはさらに 10 年で所有権が確定されるという手続きの改正はあったものの、土地の所有権に関する法律は依然として不明確で適切に実行されておらず、元々住んでいた人々とその他のグループの間の紛争が生じた。

法律は外国人嫌悪、人種差別、部族主義を禁止し、こうした形の不寛容を 5 年から 10 年の懲役に処すると定めているが、2016 年にこれらに関した訴追は行われなかった。この国に

暮らすコートジボワール人以外のアフリカ人に警察が暴行や嫌がらせを行った事例があった。公務員による嫌がらせは、高い犯罪率と身分証明カード詐欺は外国人のせいであるという一般的な認識を反映していた。

(2016 年) 3 月、ロニ (Loni) 族の農民とフラニ (Fulani) 族の牧畜民の間で起きたコミュニティ間の紛争で多くの人々が死亡した。その多くは北東地域ボウナ (Bouna) のブルキナファソ人であった。この衝突の際、ドゾが少なくとも 27 名を殺害した。この衝突の後、およそ 1,000 名がブルキナファソに避難した。当局は地域のドゾの長を逮捕した。(2016 年末時点で、このドゾの長は依然として裁判前勾留中であった。

### 性的指向と性同一性にに基づく暴力、差別及びその他の虐待

法律は同性間の性的行為について最長で懲役 2 年の刑が科される公的不品行の一形態として言及しているだけであり、公衆の面前での異性間の行為にも同じ刑罰が規定されている。差別防止法が存在するが、これは性的指向又は性同一性にに基づく差別は扱っていない (第 7 節 d 項参照)。

LGBTI コミュニティに対する社会的な差別と暴力が問題であった。例えば、(2016 年) 6 月、海外で発生した LGBTI コミュニティに対するテロ攻撃に関し、LGBTI の人々が弔問者芳名録に署名するために大使館前に集まった。署名の様子を写した写真がソーシャルメディアに掲載されたところ、写っていた LGBTI の人々を住民が攻撃した。その後、攻撃された人々の多くが自宅から逃れた。

法執行当局は、時として、LGBTI コミュニティを標的とした社会的暴力に対する反応が遅く、効果的に対応しなかった。この国にわずかに存在する LGBTI の団体は自由に活動することができたが、慎重に行動した。

### HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

HIV/AIDS に基づく公的差別は存在しなかった。2014 年の法律は、HIV 感染者に対する全ての形態の差別を明示的に非難し、感染者はケアと治療を利用できると規定している。また、この法律は、HIV/AIDS に基づくケアの拒否や差別に罰金を科すと規定している。

健康・公衆衛生省は、HIV/AIDS の感染リスクの高い脆弱な人々 (ゲイの男性、性労働者及び移民) を支援するためのプログラムを運営した。女性・家族・児童保護促進省は、HIV/AIDS の影響を受けた子どもを含む孤児及び脆弱な子どもたちの食料支援、教育及び

保護を行うプログラムの監督を行った。

直近の人口健康調査で、2011－12 年、女性のおよそ 47%、男性の 45%が HIV/AIDS 感染者に対して差別的態度を持っていることが明らかになった。アフロバロメーター（Afrobarometer）の 2014－15 年の調査によると、人口の 76%が HIV/AIDS 感染者に対して寛容であった。病院と診療所以外では社会的な汚名が広く見られ、HIV/AIDS に感染したゲイの男性に最もあからさまな差別が向けられた。HIV/AIDS 感染者の多くが、汚名を恐れて友人や家族に状況を隠すことを選択した。

## 第 7 節 労働者の権利

### a 労働組合結成の自由と団体交渉権

関連する規則と法的手段を含む法律は、警察官と軍人を除く労働者が組合を結成する又は自分で選択した組合に加入する権利、合法的ストライキを実行する権利、及び団体交渉を行う権利を規定し、雇用者やその他の人々による組合員や組合事務局に対する差別を禁じている。法律は、組合活動を行ったことにより労働者を解雇することを禁止し、不当解雇要求を受け取ってから 8 日以内に解雇された労働者を職場復帰させなければならないと規定している。法律は、公式部門の組合に、妨害なく活動を行うことを認めている。労働者の組織は政府及び政党から独立していた。しかし、国際労働組合総連合によると、法律は代表的労働組合を認定する客観的な基準を持っていない。そのため、官民の雇用者は、相手が代表的労働組合ではないという理由で組合と交渉するのを拒否することができた。外国人が組合の役職に就くためには在留資格を取得しなければならず、それには 3 年の時間を要する。

法律は、ストライキを行う前に、時間のかかる一連の交渉と 6 日以上前の通知を行わなければならないと規定している。このため、合法的なストライキを組織及び維持するのは難しい。労働者は、仕事の中断が人命、安全若しくは健康を危険に陥れる、人々の生命を脅かす国家的危機を作り出す、又は機器の操作に影響を及ぼす可能性のある仕事について、最低限の業務を維持しなければならない。加えて、ストライキが公共の秩序を脅かすと当局が判断した場合、大統領は制裁の脅しの下、ストライキ実行者に仕事に戻るよう強制する幅広い権限を有する。また、大統領は、不可欠のサービスにおけるストライキを調停で解決するよう求めることができる。ただし、法律は不可欠のサービスとは何かを規定していない。

大規模な産業的農場と一部の商業を除き、法的な保護は、小規模な農場、道路沿いの露店、

都市の作業場を含む非公式部門のほとんどの労働者を除外していた。

資源の不足と不十分な労働監督のため、公式部門において適用法を執行する政府の努力が妨げられた。違反の罰則——10,000～100,000 CFA フラン（17～170 ドル）——は、違反を抑止するには不十分であった。行政の司法手続きは、長期にわたる遅れが生じ、上訴が行われやすかった。

団体交渉を開始するには、組合は労働者の 30%を代表しなければならない。団体協約は公式部門の従業員に適用される。多くの大企業や公務員には団体協約があった。労働法は雇用者に交渉を拒否することを認めているが、雇用・社会問題・職業訓練省は、組合からそのような苦情を受けなかった。しかし、よく知られた国際労働組合が、政府は有効な団体協約があるにも関わらず、いくつかの組合に組合費を支払わなかったと報告した。

2016 年、大学及び小学校の教員がストライキを行った。2016 年、スト破りの報告はなかった。

雇用・社会問題・職業訓練省は、2016 年、組合差別、又は雇用者による組合活動への干渉の苦情を報告しなかった。しかし、国際労働組合総連合は、2015 年に 4 件の苦情を報告した。これには、低賃金への不服を表明した組合代表の逮捕、軍による組合事務所の数年間にわたる占拠、通商省（Ministry of Trade）での 200 名のスト参加者の強制的な解散、及び組合の代表や指導者を国内の別の場所に異動させることによる政府のスト権の侵害が含まれた。

## **b 強制労働の禁止**

憲法及び法律では、児童労働を含め、あらゆる形態の強制労働を禁止している。国立行政学院（National School of Administration）出身の労働監督官は、その教育の一環として児童労働防止に関する新しい教育モジュールの恩恵を受けた。しかし、2016 年、児童労働の慣習が蔓延しているにもかかわらず、739 名の労働監督官は児童労働犯罪の調査を行わなかった。国境を越えた人身売買と児童労働を防止するためにコートジボワール政府とガーナ政府の間で結ばれた協力協定は、違反者を 1 年から 5 年の懲役刑に処すると規定している。また、この協定は、子どもの親類、保護者又は教育の責任者が子どもに有害な仕事をさせた場合には、50 万～100 万 CFA フラン（850～1,700 ドル）の罰金を科すと定めている。親類ではない協定違反者は、強制児童労働への関与で有罪判決を受けたならば、10 年から 20 年の懲役及び 500 万～2,000 万 CFA フラン（8,510～34,070 ドル）の罰金に処せられる。資源、労働監督、罰則及び救済措置は、違反を抑止するには不適切かつ不十分であった。

児童労働に関する政府とドナーの活動の評価に責任を負うのは、ドミニク・ワタラ（Dominique Ouattara）大統領夫人が長を務める人身売買・搾取・児童労働防止対策全国監視委員会（National Monitoring Committee on Actions to Fight Trafficking, Exploitation, and Child Labor）（NMC）及び省庁横断委員会（Interministerial Committee）である。2015 年、政府は人身売買防止のための 2016－20 年の国家行動計画を作成し、完成させた。

強制労働は、引き続き、ココア、コーヒー、パイナップル、ゴムのプランテーションなど農産物の小規模商業的生産、及び家庭内労働、非産業的農業労働、鉱山職人、町の商店、レストランなどの非公式部門で行われた。ココア、コーヒー、パイナップルのプランテーションにおける強制労働は子どもに限定されていた（第 7 節 c 項参照）。ゴムの生産における成人の強制労働の報告は主に長時間低賃金労働にかかわり、それらの労働者は有効な年季奉公の条件で生活していた。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」も参照のこと。

[www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/](http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/)

### c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

2015 年、労働法は雇入れの最低年齢を 14 歳から 16 歳に引き上げた。ただし、徒弟制度と危険な仕事の最低年齢（それぞれ 14 歳と 18 歳）は据え置かれた。また、18 歳未満の未成年は夜間に働くことができない。法律では職場での児童の搾取は禁止されているが、雇用・社会問題・職業訓練省は、公務員と大手多国籍企業に関してのみこの法を効果的に執行していた。

法律は児童の人身売買と最悪の形態の児童労働を禁止している。依然として資源の欠如と訓練不足が児童労働法の執行を妨げていたが、政府は、最悪の形態の児童労働に対応する積極的な手段を取った。政府は、「2015－17 年人身売買・搾取・児童労働防止国家行動計画」の実施に取り組み、国の児童労働監視システムを強化した。2015 年、サンペドロ（San Pedro）地域の多様な企業を対象を絞った家宅捜索を行い、人身売買と最悪の形態の児童労働の被害児童 48 名を救出した。その結果、22 名が人身売買に関連した罪で裁判所に送致された。2014 年より、政府は未成年者の出入国に関してこれまでよりも厳しい規則を実施し、児童とその親に、少なくとも出生証明書を含む家族の証明書類の提出を義務付けるようになった。しかし、この規則は必ずしも執行されていなかった。

雇用・社会問題・職業訓練省内の児童労働対策部、NMC 及び省庁横断委員会が法執行の努力を主導した。2015－17 年国家行動計画の予算は 96 億 CFA フラン（1,640 万ドル）であった。この計画は、子どもの教育、医療、所得創出活動へのアクセスを改善する努力、並びに国内 NGO との協力により児童労働に伴う危険に焦点を置いた全国的な調査、意識向上キャンペーン、その他のプロジェクトを実施することを求めている。ワタラ大統領夫人が児童労働の撲滅を自分の活動の中心に位置づけ、積極的な関与を続けた。

政府は、国際労働機関（ILO）との協力により、ココア農園での児童労働の削減に取り組んだ。ILO は、「児童労働撤廃国際計画」を通して、児童労働に焦点を置いた 2 つのプロジェクトを実施した。両プロジェクトは 2015 年に終了した。

政府は、外国政府機関とともに、2 つの児童労働プロジェクトに取り組んだ。国際ココアイニシアチブが実行する第 1 のプロジェクトは、最近、「ココア生産における児童労働の撲滅」プロジェクトを開始した。26 億 CFA フラン（450 万ドル）をかけて行われるこの 4 年間のプロジェクトの目標は、ココア生産における児童労働の使用を減らすために、国内の 50 のココア生産コミュニティがそれぞれのコミュニティ行動計画を策定及び実行し、直接的な教育と生計支援サービスを提供するのを手助けすることであった。第 2 のプロジェクトは、ハーキン＝エンゲル議定書（Harkin-Engel Protocol）の実施を支援する申告とそれに伴う枠組みに従い、コートジボワールとガーナのココア生産地域における児童労働の蔓延状況を調べる 3 回目にして最後の調査であった。この調査は、2008－09 年及び 2013－14 年の調査のフォローアップとして、2018－19 年のココア生産シーズンに実施することが予定されている。

政府は、NGO との連携により、禁止される最悪の形態の児童労働の政府リストに基づいて、農場で働く家族に児童労働についての敏感さを高めてもらうキャンペーンを実行した。その結果、国内の家庭内労働者団体が、家庭内労働における児童の搾取の防止を進めるようになった。その他の NGO も児童の人身売買、児童労働、児童の性的虐待を撲滅するキャンペーンを行った。

労働法違反の罰則には、1 年から 5 年の懲役及び 50 万～100 万 CFA フラン（850～1,700 ドル）の罰金が含まれる。この罰則は違反を抑止するのに十分ではなく、政府は効果的に法律を執行しなかった。児童労働は特にココアとコーヒーのプランテーション、及び金とダイヤモンドの鉱山で、引き続き蔓延している問題であった。

子どもは日常的に、家族の農場で、あるいは物売り、靴磨き、使い走り、家事の補助者、

屋台商人、車の見張り、洗車係として働いた。中には 9 歳という幼い女兒が家事使用人として働いているという報告もあった。子どもの家事使用人は、拡大家族のネットワークの中で働くことが多かった。児童労働の全体的な数は減ったものの、農村部の子どもたちは、依然として、鉋でけがをするリスク、重い物を運ぶことによる身体的な負荷、危険な農薬への曝露といった危険のあるココア農園で働いていた。ココア農園で働く子どものうち、農園主と家族関係がある者は少なく、ほとんどは家族の農園で、あるいは親と共に働いていた。2014 年の ILO の報告によると、5 歳から 14 歳の子どもの 40% 近くが働いており、全ての子どもの 4 分の 1 近くが学校に行きながら仕事もしていた。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (*Findings on the Worst Forms of Child Labor*)」も参照のこと。

[www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/](http://www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/)

#### d 雇用及び職業に関する差別

法律では、性別、年齢、国籍、市民権、人種、宗教、政治的意見、社会的出自に基づく雇用と職業の差別を禁じているが、法律は、性的指向／性同一性、皮膚の色又は言語に基づく差別には言及していない。2014 年のある法律は、HIV/AIDS に基づく職場での差別を禁じているが、その他の感染症には言及していない。2015 年 7 月に可決された労働法には、障害者の雇用を促進する条項が含まれている。これは、雇用者は障害を持つ適格応募者のために一定比率の職を確保しなければならないと定めている。この法律は雇用差別に対する罰則を規定していない。

政府は必ずしも法律を効果的に執行しなかった。ジェンダー、国籍、障害者、及び LGBTI の人々（第 6 節参照）に関して雇用と職業の差別が見られた。公式部門で働く女性は男性と同じ賃金を受け取り、同じ税金を支払ったが、一部には女性の雇用を拒否する雇用者もいた。

法律は公式部門における移民労働者について市民と同一の保護を規定しているが、ほとんどの移民労働者は賃金と処遇に関して差別を受けていた。

#### e 受入れ可能な労働条件

農業を除くすべての職業の最低賃金は 1 か月 60,000 CFA フラン（100 ドル）、農業の最低賃金は 1 か月 25,000 CFA フラン（40 ドル）であった。貧困所得ラインの公式推定値は 1 日 500～700 CFA フラン（0.85～1.19 ドル）であった。最低賃金の執行に責任を負ってい

るのは雇用・社会問題・職業訓練省である。政府は、政府に雇用されている、又は社会保障事務局に登録されている給与労働者に関してのみこの法律を執行した。労働組合は、公式部門における最低給与要件の効果的な実行に貢献した。会社が最低給与要件を満たさなかった場合、又は女性や外国人労働者など労働者の分類によって差別をした場合、労働同盟が労働者保護法に基づいて公正な処遇を求める戦いを試みた。

法律は同一労働同一賃金を規定していない。同じ会社に雇用されている外国生まれのアフリカ人以外の従業員とアフリカ人の同僚の間の大きな賃金格差を是正するために、政府が何らかの措置を取ったという報告はなかった。

法定標準労働時間は週 40 時間である。法律はそれを超える時間について超過勤務手当を支払うこと、及び 1 週間に少なくとも 1 回、24 時間の休憩時間を与えることを義務付けている。法律は強制的な超過勤務を禁止していない。

法律は、公式部門については労働安全衛生基準を定めている。法律は、職場における労働者の保護と健康を検証することに責任を負う、職業、安全、健康に関する代表者の委員会の設置を規定している。この委員会は、組合員で構成されなければならない。この委員会の委員長は、不利益を被ることなく、健康を害する労働環境や危険な労働環境を労働監督官に報告することができた。この法律は、数百万人にのぼる外国からの移民労働者と、農業以外の経済の 70% を占める非公式部門の労働者には適用されない。政府は効果的に法律を執行せず、罰金（50 万～100 万 CFA フラン（850～1,700 ドル））は違反を抑止するのに十分ではなかった。

法律により、公式部門の労働者は、職を失う恐れなく、自身の健康又は安全が脅かされる状況から逃れる権利を有する。これらの労働者は、危険な労働環境を文書で証明するために、雇用・社会問題・職業訓練省の労働監督制度を利用することができる。当局はこのような状況では効果的に従業員を保護した。

雇用・社会問題・職業訓練省は、労働監督官の数は 300 名以下であると推定した。これは法を効果的に執行するには不十分であった。伝聞によると、労働監督官は、賄賂を受け取って違反に目をつぶっていた。

法律は企業に対し従業員への医療サービスを提供するよう求めているが、中小企業、非公式部門の企業、家事労働者を雇用する家庭、農場（特に収穫期中）はこの法律を遵守しなかった。過剰な労働時間は一般的であり、雇用者が法律に従って超過勤務時間を記録して手当を支払うことはほとんどなかった。特に、非公式製造部門の従業員は、しばしば十分

な保護具なしで働いていた。非公式部門では、概して、医療サービスを提供するという規定が執行されていなかった。